

## 第1 事務及び事業の見直し

### 1 労働政策の企画・立案に貢献する調査研究の推進及び調査研究の重点化

- ・労働政策の企画・立案に貢献する調査研究の推進  
(戦略的な調査研究の実施、部門横断的な調査研究の実施、緊急調査の本格実施など)
- ・厚生労働省側の研究担当者の登録制を導入し、連携を強化
- ・調査研究成果の労働政策への貢献度合いや、成果の普及状況に関する指標を新たに設定、結果を国民に公表
- ・調査研究テーマごとに具体的な利用目的を明確にし、調査研究の事前・中間・事後の各段階において、外部評価委員会を活用した厳格な評価を実施

### 2 政策提言機能の強化

政策提言に係るレポートを新たに作成し、厚生労働省に提示するとともに、国民に対してホームページで公表

### 3 情報発信機能の強化

機構の調査研究の成果等を労使関係者をはじめとした国民に幅広く発信し、労働政策に関する政策議論を活性化するため、ホームページやメルマガなど多様な媒体を有機的に連携させた積極的かつ戦略的な情報発信を実施

### 4 調査員の在り方の見直し

研究員と調査員の成果を明確にした上で、調査員の位置付けを改めて検証し、必要性の乏しい業務は廃止するなど、調査員の担う業務は真に必要なものに厳選し、併せて要員についても適正規模に縮減

### 5 労働行政担当職員に対する研修の実施

- ・中央・地方での研修の役割分担を見直し、労働大学校で実施する研修を重点化するとともに、研修終了後一定期間経過後における研修生の上司等による研修効果の評価を新たに導入
- ・労働大学校を国に移管することとし、移管後においても、機構が実施する労働政策に関する調査研究と労働大学校で実施する研修との相乗効果を維持するための取組を推進

## 第2 業務運営体制の見直し

労働大学校の国への移管に伴い、重複業務の一元化及び事務処理の一層の効率化を進めることにより、組織の再編と併せて、職員構成を含め業務量に見合った運営体制の見直しを行う。

## 第3 業務全般に関する見直し

第1、第2に加え、業務全般について以下の取組を行う。

- 1 内部統制の更なる充実・強化
- 2 運営費交付金額の厳格な算定
- 3 出版物等の成果物の販売促進等による自己収入の拡大